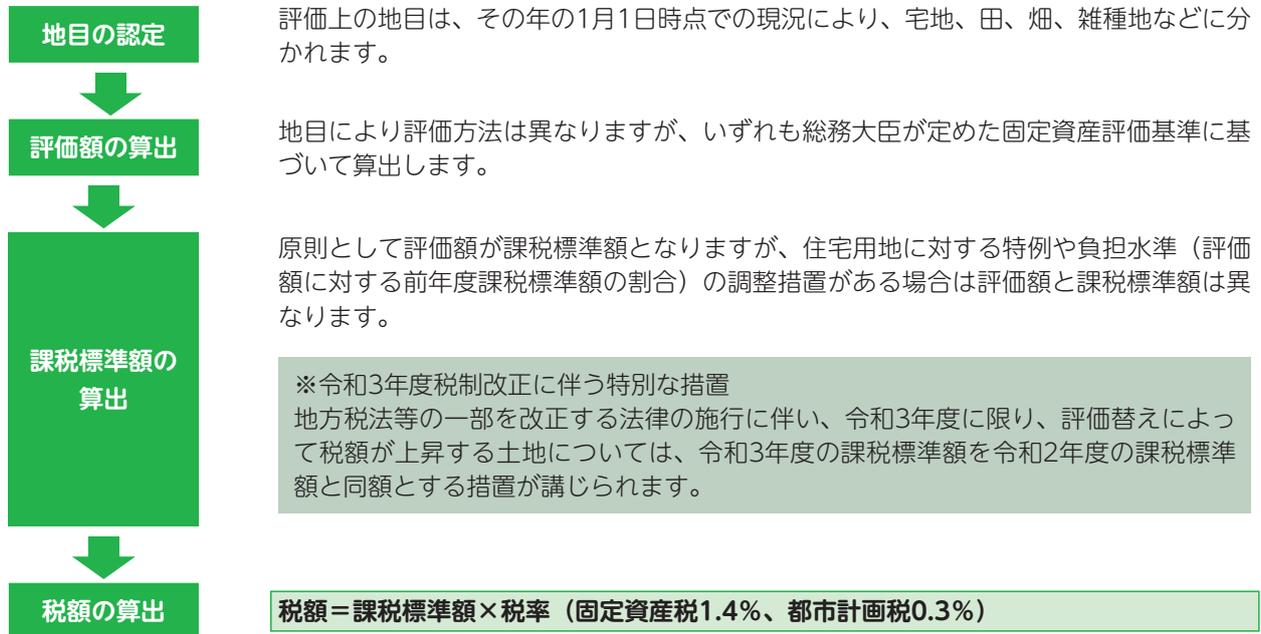


固定資産の評価替えとは

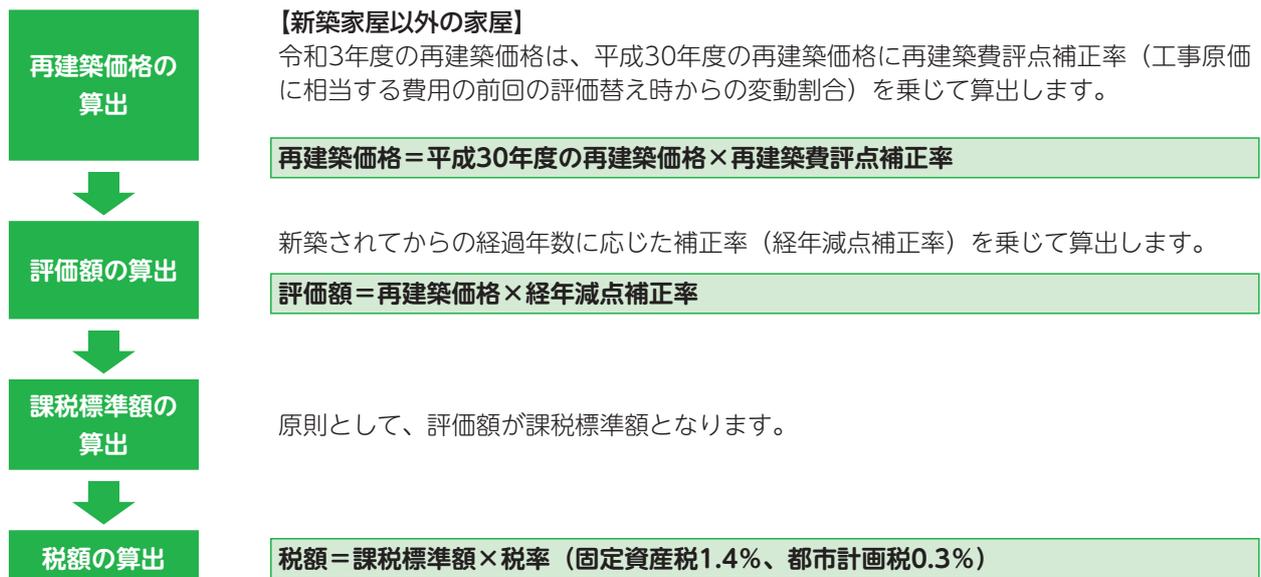
固定資産税・都市計画税は、固定資産の価格、すなわち適正な時価を課税標準として課税されるものです。土地と家屋については3年ごとに価格を見直す制度がとられており、これを評価替えといいます。

土地の税額の求め方



家屋の税額の求め方

家屋の評価は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づき、再建築価格（同一の建物を、評価する時点でその場所に新築する場合に必要な建築費）を基準として評価する方法が採られています。今回の評価替えでは前回の評価替えから3年間分の建築物価の動向や経年減点補正率を反映して、評価額を見直し、令和3年度から令和5年度までの3年間は据え置かれます。



お知らせ 納税通知書と課税明細書を同封して発送します

令和3年度の納税通知書は、5月6日(木)に発送する予定です。固定資産の評価額などを記載した課税明細書を同封しますので、内容の確認をお願いします。なお、第1期の納期限は5月31日(月)です。